

有田市乳幼児医療費の支給条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児の医療費を助成することにより、乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児の健全な育成及び子どもを生き育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者その他で乳幼児を現に監護し、生計を維持しているものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 削除
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 削除
- (6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (8) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、保険外併用療養費及び特別療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により、医療に関する給付を取扱う病院、診療所、薬局その他の医療機関として市長が認めるものをいう。

(支給対象者)

第3条 乳幼児医療費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、有田市に住所を有する乳幼児（生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される乳幼児を除く。以下「対象乳幼児」という。）の保護者とする。

(支給)

第4条 市長は、前条に定める支給対象者の対象乳幼児が医療機関等において保険給付を受

けた場合、保険給付に係る一部負担金（以下「乳幼児医療費」という。）を支給する。

- 2 医療保険各法に基づく規約又は定款により付加給付を受ける定めがある場合、他の法令等により医療費の給付を受けた場合は当該医療費の額からその額を除くものとする。

（受給資格の登録）

第5条 支給対象者は、規則に定めるところにより受給資格の登録を受けなければならない。

（支給の方法）

第6条 第4条に定める乳幼児医療費の支給は、前条の規定により登録を受けた支給対象者（以下「受給資格者」という。）の申請に基づき行わなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合、受給資格者にかわり一部負担金の限度において、医療機関等の請求により支払うことができるものとする。

- 2 市長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、医療費を支給する。

（届出の義務）

第7条 受給資格者として登録された者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（支給金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により乳幼児医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

- 2 市長は、医療費の支給をした場合において、その受給事由が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その者から損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和48年6月1日から施行する。

付 則（昭和49年2月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和60年3月25日条例第12号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月26日条例第3号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出生した者に係る乳幼児医療費の支給については、改正前の有田市乳幼児医療費の支給条例の規定は、なお効力を有する。

（有田市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正）

- 3 有田市重度心身障害児者医療費支給条例（昭和51年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「満2歳以上の」を削り、同条第2項中、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

付 則(平成7年3月24日条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成14年7月2日条例第23号)

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

付 則(平成18年7月5日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の有田市乳幼児医療費の支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養又は医療の給付に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療の給付に関する助成については、なお従前の例による。

3 施行日前に対象乳幼児(和歌山県内他市町村で乳幼児医療費の給付を受けていた者を含む。)となっていた者に対する医療費の給付については、平成19年3月分まで行うものとする。

付 則(平成20年3月26日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月24日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月23日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の有田市乳幼児等医療費の支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養又は医療の給付に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療の給付に関する助成については、なお従前の例による。

付 則(平成25年3月22日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月24日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(有田市乳幼児等医療費の支給条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正後の有田市乳幼児等医療費の支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養又は医療の給付に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療の給付に関する助成については、なお従前の例による。

付 則(平成27年6月30日条例第23号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。